明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は兵庫県へ行幸啓になる件（宮内庁一八）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務五五八）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五九）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五六〇）　三
○ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八六）　三
○国道一号線都心区間改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三八七）　三
○パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同三八八）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における「口蹄疫等対策支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同三八九）　三
○バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九〇）　四
○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九一）　四
○クイーンズウェイ変電所改修計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九二）　四
○コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九三）　四
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁四八）　四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働四七三）　四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件（同四七四）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一八九七～一九一二）　六
○保安林の指定を解除する件（同一九一三～一九二四）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九二五）　七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（経済産業二四四）　七
○海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（国土交通一一五六）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一一五七）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一五八）　八
○直轄砂防工事を施行する件（同一一五九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局四〇六）　九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同四〇七）　九
○道路に関する件（九州地方整備局二五一～二五三）　九

〔人事異動〕

内閣　一〇

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一二
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一二

〔公告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、公示送達、鉱業法第一四二条の規定、建設業の営業の停止命令、無縁墳墓等改葬関係　一二

（以下次のページへ続く）